

証券コード 8215
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区湊二丁目4番1号
株式会社 銀座山形屋
代表取締役社長 小口弘明

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区湊一丁目1番12号
H S B 鐵砲洲 1階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ginyama.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、招集通知に提供すべき書面のうち、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記および重要な会計方針及びその他の注記につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ginyama.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人による会計監査報告の作成、および監査役による監査報告の作成に際し、監査の対象となった書類の一部であります。

◎株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな景気回復基調にありましたが、米中の貿易摩擦や消費税率の引上げ、台風等自然災害の影響および新型コロナウイルス感染症拡大により家計や企業の活動が著しく制約され、経済活動の水準が大きく低下されている状況となっております。

当社を取り巻く環境におきましては、消費者の購買行動の変化に伴う販売チャネルの多様化およびオーダースーツ業界の企業間競争が一段と激しさを増し、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による外出及び展示会の自粛が広がったため、消費が落ち込み厳しい経営環境が続きました。

このような環境のもと当社グループは「安定した利益とキャッシュ・フロー」を出せる経営基盤の確立の方針のもと、収益力向上に努めてまいりました。

第一として、銀座山形屋の服づくりのこだわり「メイド・イン・ジャパン」・「着心地と品質」を柱に、「世界一のオーダーメイド企業をつくる」。

第二として「お客様から見た商品やサービスの価値を最大化する努力をすることにより、ファッションを通じ、いきいきとした生活、楽しい生活、充実した生活を提案し続ける」という経営理念に基づき行動する。

第三として「従業員全員がオーダーメイドのプロ」として、服づくり・採寸接客の技術を“ぶれることなく”継続して磨きつづけることにより、グループ企業一体となり下記の施策を実行いたしました。

テラー銀座山形屋の原点に戻り「満足されたお客様は2度目もご愛用いただける100%のリピートオーダーを目指す」を目標に再客(リピーター)を満足度のも

のさしとし、品質・品揃え・価格・接客・知識すべての分野において接客レベルを向上し、本物のプロとしてのテーラー集団をつくりあげてまいりました。

ブランド事業においては、各ブランドの成長戦略として、市場動向・現場情報を踏まえ、リピート率100%を目指し運営してまいりました。

メインブランドの「銀座山形屋ブランド」は、「着易く・はき易い」服づくりをテーマに取り組んでまいりました。昨年、春夏には軽くて柔らかい「THIN JACKET」を開発し、カジュアル化が進むビジネスシーンに対応してまいりました。また、秋冬シーズンにはオーダーコートのバリエーションアップとして「トレンチコート」を加えブリティッシュを基調としたオーセンティックスタイルに対応いたしました。

「サルトリアプロメッサブランド」は、ポスト銀座山形屋ブランドとして、クラシコイタリアをテーマに付加価値の高い商品群を取り揃え、新たな顧客の獲得に寄与し安定した売上獲得が出来ました。

「ミスターナブランド」は、「洗練された女性のために・・・」をテーマにクラシカルなスタイルをベースに「エレガンス」・「リラックス」をキーワードにした素材やスタイリングを中心に働く女性の美しい着こなしを提案してまいりました。

また、今年3月東京都北区に3ブランドを展開する銀座山形屋浮間舟渡店をオープンいたしました。

第4のブランドである「ブレフブランド」は、オーダースーツの入門編として28歳をメインターゲットに「自分だけの一着」をカスタマイズ出来る楽しさを体感していただくこととインターネットでの自社サイトによるWebオーダーの展開強化に取り組んでまいりましたが、競争激化により昨年8月に新宿ペペ店を閉店し、今年1月にアトレ秋葉原2階店及び吉祥寺店を閉店いたしました。

製造部門におきましては、銀座山形屋の縫製工場として、常に「品質の安定と向上」をテーマとして運営してまいりました。軽くて柔らかい着やすい上衣と、はき易いスラックスを常に意識して、附属材料の開発やオペレーター一人ひとりの教育・訓練を実施して不良率も大幅に改善いたしました。

<当社グループの営業の経過および成果>

オーダーメイドスーツ業界における競争激化および自然災害のリスクとともに新型コロナウイルス感染症の影響による消費落ち込みのなか、当連結会計年度の経営成績は、売上高51億5千4百万円（前期比7.8%減）となりました。

オーダーメイドスーツの1着当たり販売単価はアップしておりますが、受注数量が大きく減少し、縫製事業4工場の生産活動への影響により売上総利益率が0.8ポイント悪化しました。販売費及び一般管理費は出店・退店による費用増加もあるなか、全てのコストを現場段階から見直しに努めましたが経常利益は3千8百万円（前期比77.9%減）となりました。また、店舗・工場の減損損失1億9千3百万円・コート工場生産拠点移管に伴う特別損失7百万円・繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額7千6百万円を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は2億6千2百万円（前期は8千5百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当連結会計年度末における店舗網はブレフ3店舗が閉店し、東京都北区に3ブランド展開の浮間舟渡店を出店し、(株)ウィングロード25店舗、日本ソーイング(株)6店舗であり、グループ合計で31店舗になっております。

なお、ブレフ事業部の店舗・百貨店営業・ECサイトは2020年4月1日付で株式会社ウィングロードに事業譲渡し小売り業態の体制見直しを行いました。

<当社の営業の経過および成果>

当事業年度における売上高は2億9千4百万円（前期比1.2%増）、経常損失におきましては子会社への貸付金に対する貸倒引当金の計上等により1億6千万円（前期は経常利益1千8百万円）となりました。今年6月に既存工場へ生産移管するファクトリー玉野株式会社の建物・土地の減損損失計上により当期純損失2億1千3百万円（前期は1千2百万円の当期純損失）となりました。

このため、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、配当につきましては無配とさせていただきますと存じます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は2億5千8百万円であり、主なものは工場の機械設備等でありました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における新株式および社債の発行等による資金調達は、行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第73期 2017年3月期	第74期 2018年3月期	第75期 2019年3月期	第76期 2020年3月期
売 上 高	5,209 百万円	5,398 百万円	5,587 百万円	5,154 百万円
経 常 利 益	291 百万円	214 百万円	175 百万円	38 百万円
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	207 百万円	105 百万円	85 百万円	△262 百万円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	120.27 円	61.20 円	49.37 円	△152.34 円
総 資 産	5,069 百万円	5,398 百万円	5,214 百万円	4,604 百万円
純 資 産	3,235 百万円	3,259 百万円	3,232 百万円	2,745 百万円

(注) 第76期(当期)の状況につきましては、1. 企業集団の現況(1) 当事業年度の事業の状況
をご参照ください。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	グループ内位置付	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本ソーイング(株)	工場会社	1億円	100%	当社グループ会社の紳士服・婦人服の受託縫製加工および受託加工販売ならびに店舗販売
(株)ウィングロード	販売会社	5,000万円	100%	紳士服・婦人服・既製洋品の店舗販売および職域販売
(株)銀座山形屋トレーディング	販売会社	5,000万円	100%	紳士服・婦人服の卸販売および受託加工販売
ファクトリー玉野(株)	工場会社	1,000万円	100%	当社グループ会社の紳士服受託縫製加工および受託加工販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. ファクトリー玉野株式会社は2020年6月30日をもって日本ソーイング株式会社へ生産移管を行います。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による業種間格差が激しく景気回復・個人消費につきましては先が見えない状況であります。4月の非常事態宣言から売上高については過去にない厳しさを増しており、マスク・防護服など縫製技術を活かし製造・販売の現場からあらゆる知恵をだし緊急対応しております。

このような状況のもと当社グループは、付加価値の高い3ブランド事業を柱に成長拡大をはかり、大量販売・大量生産から「一客一客・一着一着」を大事に取り組む企業基盤を構築してまいります。

1) 「銀座山形屋ブランド」は、商品に対する価値観が多様化する中で、拘りを追求するお客様に向けて「本物志向」をテーマにトータルでのコーディネート提案をしております。また、仕事着のカジュアル化が進むなかで、軽くて着易い「羽織る上衣」それに合わせるパンツ等の商品開発を行い、着まわし提案を促進してまいります。

2) 「サルトリアプロメッサブランド」は、「リラックス」をテーマに新たなウェアリングを提案し、時代感にそくした商品開発でニュービジネススタイルの提案を行ってまいります。

3) 「ミスターナブランド」は、よりシンプルでナチュラルな傾向のなか、「リラクシング・エレガンス」をテーマに、スーツは「柔らかく優しい」・ジャケットは「シルエットと素材感」にわけオンスタイルでの対応化を展開してまいります。

4) 販売部門はテーラー銀座山形屋として本物のプロ集団をつくりあげるため、技術を持った販売員の育成、生産部門は品質を重点に取り組むためのオペレーター教育を継続して行っています。

当社グループは「世界一のオーダーメイド企業をつくる」・「200年企業を目指す」ことを、これからも邁進してまいります。

どうか、今後とも株主の皆様の一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社4社により構成されており、紳士服・婦人服等アパレル製品の商品企画、製造、販売および靴・鞆・衣料雑貨品・服飾雑貨品・洋服生地等の販売ならびにソフトウェアの開発、販売、情報処理業務等を主な事業内容としており、当社は子会社の株式を所有することによる、当該会社の支配・管理を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の事業所

会社名	事業所	所在地
株 銀 座 山 形 屋	本 社	東京都中央区

② 連結子会社

会社名	事業所	所在地
日本ソーイング㈱	本社 店舗 営業所 工場	東京都中央区 東京都6店舗 東京都練馬区 北海道芦別市・岩手県二戸郡一戸町・福岡県飯塚市
㈱ウイングロード	本社 店舗 営業所	東京都中央区 北海道5店舗・千葉県3店舗・埼玉県1店舗・ 東京都9店舗・神奈川県6店舗・大阪府1店舗 東京都渋谷区・大阪市中央区
㈱銀座山形屋トレーディング	本社 営業所	東京都渋谷区 札幌市北区・仙台市泉区・新潟市西区・名古屋市昭和区・ 大阪市西区・広島市西区・福岡市博多区
ファクトリー玉野㈱	本社	岡山県玉野市

- 注) 1. ファクトリー玉野株式会社は、2020年6月30日をもって日本ソーイング株式会社へ生産移管を行います。
2. 日本ソーイング株式会社のプレフ事業（店舗・百貨店営業・ECサイト）は、2020年4月1日をもって株式会社ウイングロードに事業譲渡しております。

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
491 (216) 名	△20 (△11) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、(外書)内は、パートタイマーの年間平均雇用人員（8時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20 (0) 名	— (—) 名	56.7歳	29.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、(外書)内は、パートタイマーの年間平均雇用人員（8時間換算）であります。また、出向者50名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 3,570,600株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 1,804,471株
- ③ 株主数 3,830名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ネ ヨ シ	560,000株	32.5%
山 形 政 弘	90,693株	5.3%
G Y 会 持 株 会	73,500株	4.3%
金 澤 良 樹	69,000株	4.0%
B T C 協 同 組 合	56,500株	3.3%
中 島 眞 喜 子	37,463株	2.2%
田 邊 友 紀 恵	37,446株	2.2%
カ ネ 美 食 品 株 式 会 社	25,000株	1.4%
東 京 注 文 服 専 門 店 会 協 同 組 合	24,500株	1.4%
東 京 メ ン ズ ア パ レ ル 協 同 組 合	23,400株	1.4%

(注) 持株比率は自己株式（79,218株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山形 政弘	代表取締役	若山法律事務所所長、 株式会社サックスパーホールディングス社外監査役
小口 弘明	代表取締役	
長沢 勝也	取締役	
渡邊 光潤	取締役	
宮澤 享永	取締役	
田中 秀文	取締役	
傳田 秀一	常勤監査役	
若山 正彦	監査役	
中島 弘紀	監査役	
森 英雄	監査役	

- (注) 1. 取締役田中秀文氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役若山正彦氏および監査役森英雄氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役若山正彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 2019年6月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、取締役竹下仁氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1)	31,330千円 (3,600)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	11,750 (5,400)
合計	8	43,080

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催の第41期定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
 4. 支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の支払に対する引当金繰入額（取締役に対し2,725千円、監査役に対し350千円）が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 監査役若山正彦氏は、株式会社サックスパーホールディングスの社外監査役であります。なお、当社は株式会社サックスパーホールディングスとの間に取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（13回開催）	監査役会（4回開催）
取締役	田中秀文	当事業年度開催の取締役会には13回出席し、経営の豊富な経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	—
監査役	若山正彦	当事業年度開催の取締役会には11回出席し、必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。	当事業年度開催の監査役会には3回出席し、必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	森英雄	当事業年度開催の取締役会には13回出席し、経営および管理の豊富な経験を通じて議案審議等に必要な意見を適宜述べております。	当事業年度開催の監査役会には4回出席し、経営および管理の豊富な経験を通じて議案審議等に必要な意見を適宜述べております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由
 会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものと判断いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び当子会社は、取締役及び使用人の法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提として社会規範・倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを徹底しております。
 - ・代表取締役社長は、コンプライアンス全体に関する総括責任者として担当取締役を任命し当社グループ会社のコンプライアンス体制を管理部が構築・維持・整備にあたっております。
 - ・取締役会は毎月1回以上開催し、法令で定められた事項及び問題点の把握に努め、役職員の職務の適合性を確保する体制をとっております。
 - ・当社及び当子会社は、匿名での通報を認めるとともに通報相談を受け付ける通報相談窓口を設けております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成し、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態に管理する保存及び廃棄に関する文書管理規程により進めております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、代表取締役社長を、当社グループ全体に関するリスク管理体制の総括責任者とし、管理部が当社グループ会社のリスク管理規程・リスク管理体制の構築及び運用を進めております。
 - ・グループ会社の長である取締役及び使用人は、各社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループは持株会社制（分社制度）を採用しており、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図っております。
 - ・取締役及び監査役並びにグループ各社の代表取締役・担当部長が出席する経営会議及び子会社月次業績報告会を毎月1回以上開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を監督し効率的な運営体制をとっております。

- ⑤ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- ・ 持株会社である当社は、当社グループ全体の人事・総務・経理・財務を担当する管理部を設置しております。管理部はグループ各社の事業部門からは独立しており当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を構築し運用しております。
 - ・ 取締役及びグループ各社の幹部が出席する子会社月次業績報告会を毎月1回以上開催し、当社との連携・情報の共有を保ちつつ、グループ各社の規模・事業の特質を踏まえ、自律的にグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行っております。さらに、当社グループ会社として、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために、財務報告に係る内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理を図っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 現在、監査役職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、内部監査室とグループ各社との連携をとり同使用人を置くこととしております。なお、同使用人の任命・異動・懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものであります。
- ⑦ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社及び当子会社の取締役及び使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じ

たときは、遅滞なく監査役会に報告するものとしております。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、当社及び当子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものであります。

- ・ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び当子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及びグループ各社の代表取締役が出席する経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めています。また、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と連携をとり効果的な監査業務の遂行を図っております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,162,369	流 動 負 債	881,611
現金及び預金	1,200,955	買掛金	185,511
受取手形及び売掛金	520,038	未払金	189,727
商品及び製品	212,227	リース債務	12,146
原材料	149,908	未払法人税等	18,711
仕掛品	16,446	未払消費税等	43,199
その他	65,750	ポイント引当金	48,934
貸倒引当金	△2,957	資産除去債務	24,000
固 定 資 産	2,442,599	その他	359,380
有形固定資産	492,488	固 定 負 債	977,932
建物及び構築物	200,839	リース債務	24,480
機械装置及び運搬具	51,252	繰延税金負債	52,843
工具、器具及び備品	16,627	退職給付に係る負債	567,996
土地	192,823	役員退職慰労引当金	106,172
リース資産	30,944	預り保証金	11,360
無形固定資産	92,667	資産除去債務	215,079
ソフトウェア	2,988	負 債 合 計	1,859,544
ソフトウェア仮勘定	87,436	(純資産の部)	
電話加入権	2,243	株 主 資 本	2,795,445
投資その他の資産	1,857,443	資本金	2,727,560
投資有価証券	1,032,351	利益剰余金	149,209
敷金及び保証金	695,841	自己株式	△81,325
繰延税金資産	1,979	その他の包括利益累計額	△50,021
その他	136,399	その他有価証券評価差額金	△50,021
貸倒引当金	△9,128	純 資 産 合 計	2,745,424
資 産 合 計	4,604,968	負債・純資産合計	4,604,968

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,154,013
売 上 原 価		2,523,501
売 上 総 利 益		2,630,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,658,578
営 業 損 失		28,067
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33,089	
助 成 金 収 入	8,681	
受 取 保 険 料	1,726	
受 取 手 数 料	16,527	
そ の 他	9,384	69,408
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	649	
修 理 費	1,532	
そ の 他	245	2,428
経 常 利 益		38,913
特 別 損 失		
減 損 損 失	193,630	
事 業 整 理 損	7,993	201,624
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		162,710
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,783	
法 人 税 等 調 整 額	76,337	100,121
当 期 純 損 失		262,832
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		262,832

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	2,727,560	498,309	△81,154	3,144,715
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△86,267		△86,267
親会社株主に帰属する 当期純損失		△262,832		△262,832
自己株式の取得			△170	△170
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				-
連結会計年度中の変動額合計	-	△349,099	△170	△349,269
2020年3月31日 残高	2,727,560	149,209	△81,325	2,795,445

	その他の包括利益累計額	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2019年4月1日 残高	87,419	3,232,135
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△86,267
親会社株主に帰属する 当期純損失		△262,832
自己株式の取得		△170
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△137,441	△137,441
連結会計年度中の変動額合計	△137,441	△486,710
2020年3月31日 残高	△50,021	2,745,424

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,103,265	流 動 負 債	371,003
現金及び預金	945,138	未 払 金	214,102
売 掛 金	407	関係会社未払金	42,744
前 払 費 用	4,139	未 払 法 人 税 等	12,701
未 収 入 金	8,580	未 払 費 用	12,103
関係会社未収入金	144,920	預 り 金	2,479
そ の 他	80	関係会社預り金	62,871
固 定 資 産	2,298,555	資 産 除 去 債 務	24,000
有形固定資産	470,473	固 定 負 債	315,815
建 物	93,408	繰 延 税 金 負 債	47,812
構 築 物	2,971	退 職 給 付 引 当 金	178,135
車 両 運 搬 具	6,667	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	82,929
工具、器具及び備品	9,182	資 産 除 去 債 務	6,937
土 地	358,242	負 債 合 計	686,818
無形固定資産	89,160	(純資産の部)	
ソフトウェア	551	株 主 資 本	2,767,003
ソフトウェア仮勘定	87,436	資 本 金	2,727,560
電話加入権	1,173	利 益 剰 余 金	120,768
投資その他の資産	1,738,921	利 益 準 備 金	39,690
投資有価証券	1,023,284	そ の 他 利 益 剰 余 金	81,078
出 資 金	3,150	繰 越 利 益 剰 余 金	81,078
関係会社長期貸付金	2,541,000	自 己 株 式	△81,325
敷金及び保証金	272,499	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△52,001
保 険 積 立 金	88,997	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△52,001
そ の 他	28,813	純 資 産 合 計	2,715,002
貸 倒 引 当 金	△2,218,825	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,401,820
資 産 合 計	3,401,820		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		294,083
売 上 原 価		183,405
売 上 総 利 益		110,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		138,619
営 業 損 失		27,942
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	57,736	
そ の 他	3,355	61,092
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	193,000	
そ の 他	242	193,242
経 常 損 失		160,092
特 別 損 失		
減 損 損 失	35,013	35,013
税 引 前 当 期 純 損 失		195,106
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,633	
法 人 税 等 調 整 額	5,439	18,073
当 期 純 損 失		213,179

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
2019年4月1日 残高	2,727,560	31,063	389,152	420,215	△81,154	3,066,621
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		8,626	△94,894	△86,267		△86,267
当期純損失			△213,179	△213,179		△213,179
自己株式の取得					△170	△170
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-
事業年度中の変動額合計	-	8,626	△308,074	△299,447	△170	△299,617
2020年3月31日 残高	2,727,560	39,690	81,078	120,768	△81,325	2,767,003

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2019年4月1日 残高	84,946	3,151,568
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△86,267
当期純損失		△213,179
自己株式の取得		△170
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△136,948	△136,948
事業年度中の変動額合計	△136,948	△436,566
2020年3月31日 残高	△52,001	2,715,002

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 銀座山形屋

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤治郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社銀座山形屋の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銀座山形屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 銀座山形屋
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤治郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銀座山形屋の2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社銀座山形屋 監査役会

常勤監査役 傳 田 秀 一 ㊟

監 査 役 若 山 正 彦 ㊟

監 査 役 中 島 弘 紀 ㊟

監 査 役 森 英 雄 ㊟

監査役若山正彦氏及び森英雄氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役若山正彦氏が任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の株式数
わかやま まさ ひこ 若山正彦 (昭和20年1月22日)	昭和43年3月 安田火災海上保険(株)入社 昭和44年8月 同社退社 昭和49年4月 弁護士登録 昭和54年6月 当社顧問 昭和63年4月 当社社外監査役(現任)	2,400株

(注) ①上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

②若山正彦氏は社外監査役候補者であります。また、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって32年2ヶ月となります。

③若山正彦氏は、弁護士として企業法務に高い専門性を有し、豊富な経験を通じて、企業経営に対して高度な法律面からのアドバイスを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都中央区湊一丁目1番12号
HSB鐵砲洲 1階会議室



(交通機関) 「八丁堀駅 (JR京葉線)」 B3 出口 徒歩3分

「八丁堀駅 (東京メトロ日比谷線)」 A2 出口 徒歩5分